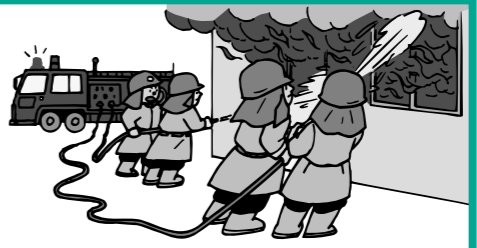


火災から大切な命を守る！

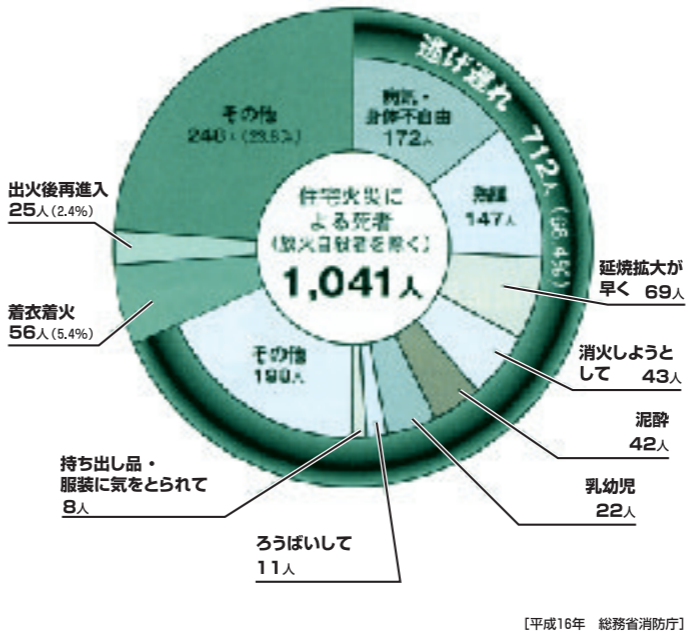
「火災の多い季節」火災警報器の設置が義務づけられました。



平成15年中の全国における住宅火災による死者数は、昭和61年以来17年ぶりに1,000人を超え1,041人となっています。特に死者の多くが65歳以上であることから、今後高齢社会の進展とともにさらに死者数が増加することが心配されています。

このような背景から、昨年6月の消防法の改正に基づき、当市の火災予防条例の一部が改正され、住宅(共同住宅、長屋式住宅も対象になります。)(に住宅用火災警報器を設置および維持することが義務付けられました。

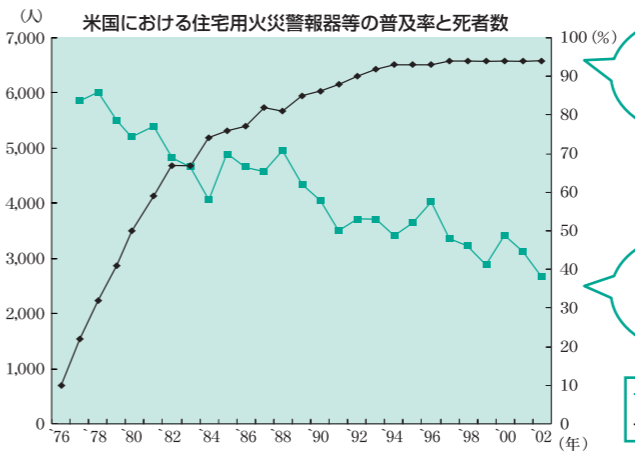
新築住宅は平成18年6月から、既存住宅は平成23年5月31日までに住宅用火災警報器を設置しなければなりません。



今年、高島市の建物火災は、既に18件発生(11月10日現在)し、件数は昨年の3倍に、損害額は約20倍になっています。また、3人の方が亡くなられています。火の取り扱いにはくれぐれも注意していただき、住宅防火に努めていただきますようお願いいたします。



住宅用火災警報器をつけることになった理由
 住宅火災による死者数は、建物火災による死者数の約9割を占め、このうち約7割が逃げ遅れによるものです。米国や英国では、住宅用火災警報器等の普及率が高くなるにつれて住宅火災による死者数が減少しており、住宅用火災警報器等の設置による住宅火災の死者数低減の効果は高いといえます。



住宅用火災警報器の設置基準

○どこに取り付けるの？

- ・寝室、階段は義務設置となります。また、台所・居間等は努力設置です。詳しくは、各家庭によって異なりますので、消防本部予防課までお問い合わせください。
- ・寝室、階段には煙式のものを設置してください。台所には、定温式(熱式)のものをごできるだけ設置してください。
- ・乾電池タイプは簡単に取り付けできます。乾電池以外のものは、近くにコンセントが必要となります。

はりなどがある場合の取り付けは…
 火災警報器の中心をはりから60cm以上離します。



エアコンなどの吹き出し口付近の取り付けは…
 換気扇やエアコンなどの吹き出し口から1.5m以上離します。

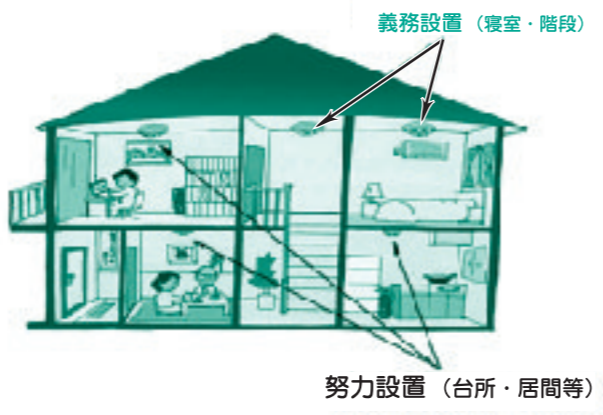
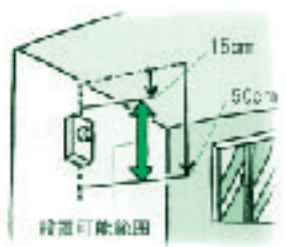


実際に取り付けてみましょう

〈天井の場合〉
 火災警報器の中心を壁から60cm以上離します。

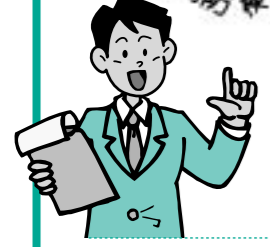


〈壁の場合〉
 天井から15~50cm以内に火災警報器の中心がくるようにします。



○どこで購入するの？

- ・防災設備取扱店、ホームセンターなどで購入できます。価格は普及されると予想される乾電池タイプで1個あたり約6,000円程度です。(来年度以降量産により価格が下がることが予測されています。)
- ・購入する際には、「日本消防検定協会」のマークのついたものをご購入してください。



悪質な消化器・火災警報器の訪問販売に十分注意してください

消火器の不適切な点検や、高額請求の被害が各地で多発しています。最近、スーパー、学校、幼稚園、工場などをわらうで、巧妙な手口により契約書にサインさせ、消火器を持ち帰って薬剤の詰め替えを行い、時には脅迫的な言葉で高額な料金を請求するなどのトラブルが当市管内を含め、全国各地で頻発しています。

また、今後この住宅用火災警報器についてもターゲットになることが懸念されています。悪質な訪問販売に十分注意してください。

「消防署の方から来ました。各家庭に火災警報器をつけなくてはなりません」といった内容の訪問販売が心配されています。消防職員が消火器や火災警報器を販売することはありませんのでご注意ください。

住宅用火災警報器に関するお問い合わせ先

- 高島市消防本部予防課・北部消防署 ☎(22) 12334
- 高島市南部消防署 ☎(32) 12112
- 高島市北部消防署朽木分遣所 ☎(38) 21000
- 高島市北部消防署マキノ救急分遣所 ☎(20) 01119 (消防本部予防課)